

# 令和8年度 市民税・県民税



市民の皆さんに納めていただく税金は、安全で快適な暮らしを守るために使われます。市民税と県民税を合わせたものを住民税といいます。

個人の住民税は、均等の額で負担する「均等割」と、

所得金額に応じて負担する「所得割」で構成されます。納税義務のある方が、その年の1月1日現在にお住まいの市町村から、前年の所得に基づき課税されます。

問課税課 ☎内線2237

## 市・県民税が課税される方

令和8年1月1日現在で

- ・市内に居住し、令和7年1月から12月までに一定以上の所得があった方
- ・市内に事務所、事業所、家屋敷を所有している方（均等割のみ）



## 市・県民税が課税されない方

- ・令和7年1月から12月までに所得がなかった方
- ・生活保護法による生活扶助を受けている方
- ・障害者、未成年者、寡婦・ひとり親で、令和7年1月から12月までの合計所得金額が135万円以下の方
- ・令和7年1月から12月までの合計所得金額が、次の金額以下の方  
扶養親族がいない方…42万円以下  
扶養親族がいる方…  
32万円×[(本人+同一生計配偶者+扶養親族)の数]+28万9000円以下

## 市・県民税額の計算方法

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{課税総所得金額}} \\ \text{(所得金額 - 所得控除額)} \end{array} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{税率10\%}} \\ \text{(市民税6\%, 県民税4\%)} \end{array} - \boxed{\text{税額控除}} = \boxed{\text{所得割額}}$$
  
$$\boxed{\text{所得割額}} + \begin{array}{l} \boxed{\text{均等割額}} \\ \text{(市民税3000円、県民税2000円)} \end{array} + \begin{array}{l} \boxed{\text{森林環境税}} \\ \text{(国税1000円)} \end{array} = \boxed{\text{年税額}}$$

※土地・建物などの分離譲渡所得は、計算方法が異なります。

税率などが細かく規定されていますので、詳しくはお問い合わせください。

※3月17日以降に確定申告をした方は、年度の途中で市・県民税額が変更になる場合があります。また、国民健康保険税などの算定にも影響が出る場合があります。

## 市・県民税を納める方法

納税方法		税額決定通知書について
勤務先が給与から差し引いて納める(特別徴収)	年税額を令和8年6月から令和9年5月までの12回に分けて、給与から差し引いて納めます。	5月中旬以降に勤務先から配付されます。
納税通知書で納める(普通徴収)	市から送付する納税通知書により、年税額を令和8年6月、8月、10月、令和9年1月の4回の納期に分けて納めます。	6月中旬に市から個人宛に送付します。
公的年金から差し引いて納める(年金特別徴収)	年税額を令和8年4月から令和9年2月までの6回に分けて、年金から差し引いて納めます。	

## 令和8年度市・県民税証明書の交付

証明書の種類 所得証明書、課税証明書、非課税証明書

交付可能場所 課税課、市民課、各支所・出張所

交付手数料 1通につき300円(10月から350円)

証明書の発行開始日 6月1日(月)

コンビニ交付がお得で便利!

市内に住所を有する方は、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアでも証明書を取得できます。

交付手数料 1通につき200円

※詳しくはホームページをご覧ください。

